

千葉県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和5年3月23日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	岩井雅夫
同	三瓶輝枝

4千総総第1658号

令和5年3月16日

千葉市監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴
同 岩井雅夫
同 三瓶輝枝
様

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和3年度監査報告第9号及び第11号並びに令和4年度監査報告第7号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

担当 総務局総務部総務課 市場

電話 9*4014

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 指摘</p> <p>ウ 物品の管理を適正に行うべきもの （若葉区役所）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>若葉区役所の現地調査において、物品の管理状況を確認したところ、廃棄又は所在不明になっているにもかかわらず、引き続き備品明細一覧表に記録されたままになっていたものが多数見受けられた。</p> <p>また、備品票が標示されておらず、備品明細一覧表と照合することが困難なものが散見された。</p> <p>(イ) 原因</p> <p>千葉市物品会計規則（昭和 5 2 年千葉市規則第 4 9 号）に基づき、会計室から年 2 回、備品の確認を求められているが、確認が十分に行われていなかった。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>物品の管理については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>所在不明であった備品について、原因調査を行い、過年度における不用申請漏れであった物は、適正に廃棄手続を行った。</p> <p>また、その他の所在不明であった備品は、備品明細一覧表と照合し、所在を確認するとともに備品票を貼付するなどの措置を講じた。</p>